

# 皇山地区

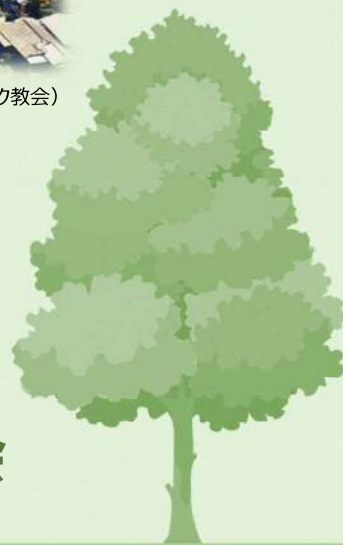
# 防災まちづくりの心構え

【第2版】



写真：昭和30年代の皇山地区（提供：カトリック教会）

皇山自治協力会・皇山自主防災会



# はじめに

## ◆活動の経緯

皇山地区は、「さいたま市防災都市づくり計画」の中で、大規模地震時に火災が発生した場合、広範囲に燃え広がる延焼リスクなど、「**災害リスクが高い地区**」になっています。

そのため、皇山自主防災会では平成 28 年より防災まちづくりに向けた検討を進めて、令和元年 5 月に「皇山地区防災まちづくりの心構え（第 1 版）」を作成しました。

第 1 版の作成から約 4 年が経過する中、地区の防災活動の進展や社会情勢の変化（在宅避難や要配慮者支援の重要性など）を受けて、地区住民の防災意識や防災の取組に対する意見等を調査し、第 2 版を作成することとしました。

- 第 1 版作成**
- 出前講座の開催（さいたま市防災都市づくり計画、皇山地区の災害リスクについて）
  - 専門家を招いてのまち歩きの実施
  - ワーキング（まち歩きの振り返り、アンケート調査）
  - 防災まちづくり方針作成に向けたワーキング
  - 防災まちづくりの心構え（第 1 版）の作成

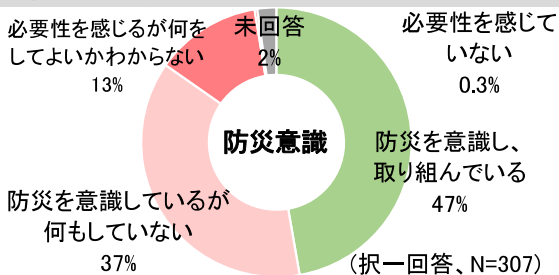
- 現在**
- 防災活動の実施（訓練、消火器設置など）、第 2 回アンケート調査（令和 3 年 8 月）
  - 防災まちづくりの心構え（第 2 版）の作成

## ◆第 2 回アンケート結果概要

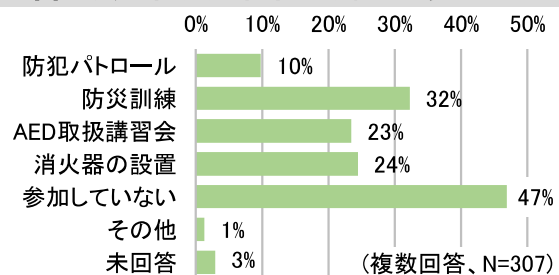
令和 3 年 8 月に実施した第 2 回アンケート調査の結果概要は以下のとおりです。

<b>目的</b>	皇山地区防災まちづくりの心構え（第 2 版）の作成に向けて、皇山地区の災害に対する意識と防災の取組について意見を把握すること。
<b>対象者</b>	皇山自治協力会 全世帯 443 世帯（令和 3 年 8 月時点）
<b>回収数</b>	307 世帯（回収率 69.3%）

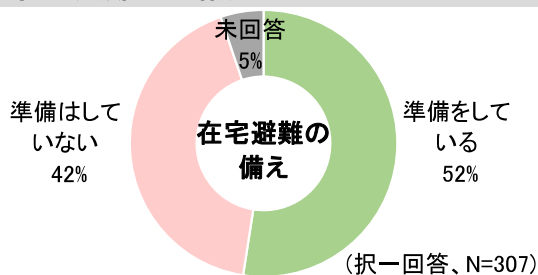
### ● 防災意識



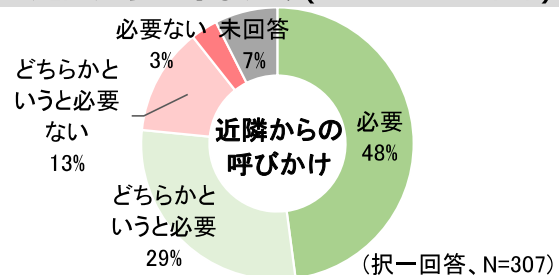
### ● 自治会の防災・防犯活動への参加



### ● 在宅避難への備え



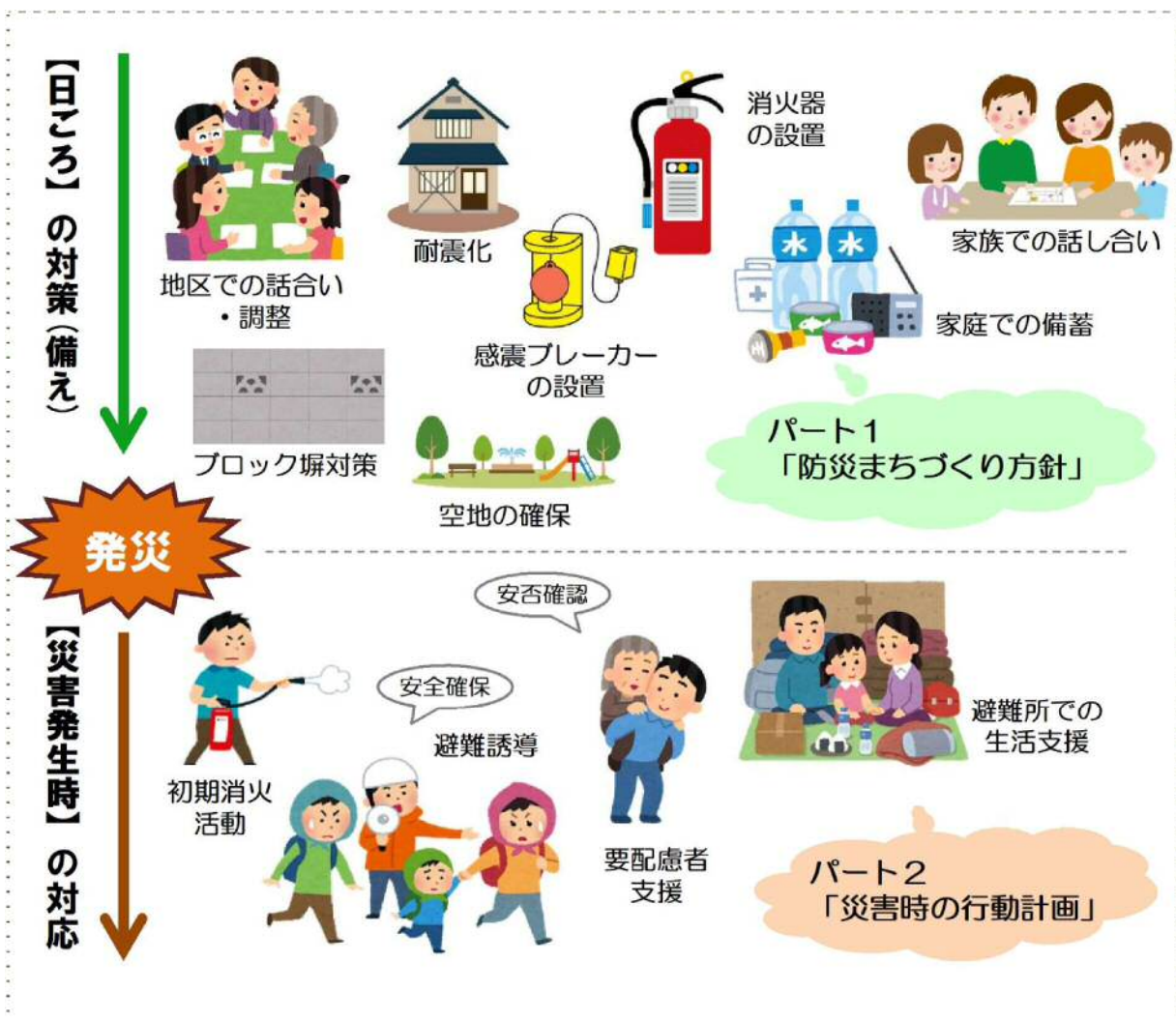
### ● 近隣からの呼びかけ(要配慮者のいる世帯)



## ◆「パート1」と「パート2」の活動時期

この計画には、パート1に「防災まちづくり方針」を、パート2に「災害時の行動計画」を記載しています。それぞれの活動時期は次のとおりです。

パート1 <u>「防災まちづくり方針」</u>	<u>日ごろから行う</u> 防災まちづくりや家庭での備えなどの対策を記載しています。
パート2 <u>「災害時の行動計画」</u>	<u>災害発生時に実施する</u> 消火活動や要配慮者支援などの対応・活動を記載しています



# パート1 防災まちづくり方針

## 1 防災まちづくり方針とは

### ◆防災まちづくり方針とは？

『防災まちづくり方針』は、皇山地区の現況や課題を踏まえたまちづくりの方向性を整理したものです。一人ひとりが日ごろから備えるとともに、地域で協力し合い、今後、地区のみんなで実践することが必要な取り組みを進め、「安全で安心なまちづくり」を実現していくことを目的としています。

## 2 皇山地区の現況

### ◆皇山地区の基礎データ

<b>地区面積</b>	約 12 ha	
<b>自治会 会員数</b>	457 世帯（令和 3 年 12 月 1 日時点）（※80 歳以上：約 150 名）	
<b>建物用途・構造 道路幅員</b>  ※平成 27 年時点		
<b>災害リスク</b>  【出典】 ・さいたま市防災都市づくり計画(平成 27 年 8 月) ・さいたま市防災まちづくり情報マップ		▶ 皇山地区の半分以上が「延焼リスク」と「避難困難リスク」が重なる災害リスクの高いエリアと評価されています。  <b>延焼リスク</b> 地震時の同時多発火災に対して消防力が行き届かない場合、どこまで延焼火災が拡大するか評価したもの <b>避難困難リスク</b> 地震時の建物倒壊等による道路閉塞を想定した上で、避難場所まで到達できるかを評価したもの  凡例 □ 延焼リスク □ 延焼リスク+避難困難リスク □ リスクなし □ 指定緊急避難場所
<b>令和元年 5 月～ の主な取組</b>	▶ <b>感震ブレーカーの設置の斡旋</b> 【総計 162 世帯】 （令和元年：20 世帯、令和 2 年：27 世帯、令和 3 年：6 世帯） ▶ <b>地区内に消火器の設置</b> 【総計 48 本】 （令和 3 年度：5 本増設） ▶ <b>家庭用消火器の新規設置・交換の斡旋</b> ▶ <b>井戸水の水質検査</b> 【4 箇所】（年 1 回） ▶ <b>避難訓練の実施</b> （年 1 回） ▶ <b>防災資機材の購入</b> （ヘルメット、防災作業服、作業靴等）	

## ◆皇山地区の魅力や課題

まち歩きによる現況調査やワーキング、地区全体を対象としたアンケート調査などをもとに、地区の魅力や課題を整理しました。

### ●皇山地区の魅力

#### ①歴史・文化

- 「武蔵国郡誌(明治8年)」に「皇山(おおやま)」「皇山通(おおやまみち)」と表記されている
- 1939年に聖心修道院の落成、1961年に北浦和教会の完成



#### ②みどり・街並み

- 綺麗に手入れされた庭や教会周辺の環境など、緑豊かで季節の変化を感じられる
- 美化意識が高く、良好な街並みを形成している

#### ③住環境

- 皇山地区地区計画が定められており、低層戸建て住宅を中心とした、緑と調和した閑静な住環境を形成している
- 都市における火災の拡大を防止するため、準防火地域に指定されている
- 地区の大部分がローム台地の上に位置し、浸水や液状化の危険性が低い

#### ④多世代の居住

- 子ども～高齢者まで多様な世代が居住しており、年齢構成に大きな変化がない
- 参考** 皇山町の人口 1,950人(R3.1.1時点)  
 H25年以降9歳以下:7%、10-20代:約19%、  
 30-50代:約41%、60-70代:約24%、80代以上:約7~9%で推移

### ●皇山地区の課題

#### ①建物

- 木造住宅が大半を占め、古い建物も存在する
- 隣棟間隔が狭いなどの建て詰まりが一部で見られる
- 感震ブレーカーの設置率は自治会世帯の4割程度



#### ②空地

- オープンスペース(空地)が少ない
- 高戸荘跡地が有効活用されていない



#### ③道路

- 地区周辺部に急な坂、階段がある。階段は、一部で幅が狭く手すりがないなどの課題がある
- 北側から(車)の進入できる道がない  
 ※緊急車両の進入が困難
- 主要道路上の隅切り、セットバック、電柱等の課題
- 危険又は高いブロック塀がある



#### ④まちづくり活動

- 高齢者等の要配慮者情報は把握しているが、災害時に各人をフォローする者は決まっていない(要配慮者のいる世帯の8割が災害時に近隣からの呼びかけが必要と回答)
- 住民の防災意識は向上したが(H29年34%→R3年47%)、地区の防災活動への参加率は5割程度
- 世代間のコミュニケーションが少ない
- 掲示板が少ない



### 3 まちづくりの目標と方向性



#### ◆まちづくりの目標

- ①みどり豊かで落ち着きと潤いのある、良好な住環境を維持・保全します。
- ②地区計画を遵守して、居住環境の悪化を防止します。
- ③災害リスクの改善を行い、安心・安全なまちづくりを進めます。

#### 防災性の視点

建物・道路の改善や空地の確保を通じて、誰もが安全・安心して生活できるまちを目指します。





#### 利便性の視点

階段や見通しの悪い交差点等の改善により、利便性の向上に取り組みます。

#### 快適性の視点

地区計画の遵守により、みどり豊かで閑静な住環境を守ります。

#### ◆まちづくりの方向性

①建物の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心して住むことのできる環境づくり</li> <li>○安全な塀への変更</li> <li>○生垣化やフェンスの内側の緑化</li> </ul>	
②空地の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもが安全に遊べる場所の確保</li> <li>○火災発生時等の避難場所などオープンスペースの確保</li> </ul>	
③道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に安全に避難することができる道路の整備</li> <li>○緊急車両が通ることのできる道路の整備</li> </ul>	
④まちづくり活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近所で連携して高齢者等の避難を助け合うことのできる体制づくり</li> <li>○コミュニケーションを増進し、多様な世代が繋がることのできるまちづくり</li> </ul>	

#### 皇山地区の成り立ちや地勢

昭和 57 年に住居表示が施行され現在の皇山町が成立しました。また、明治 8 年明治政府作成の「武蔵国郡誌」によると「皇山（おおやま・すめらやま）」「皇山通（おおやまみち）」と仮名が振っており、昭和 9 年 2 月 11 日建国記念日には旧浦和市が誕生し、当時の浦和市全図から大字上木崎皇山があり大字下木崎皇山通が確認されます。この皇山と皇山通があったことにより、皇山町となったといわれています。

皇山地区の地形は、富士山をはじめとする関東地方の火山灰による関東ローム層からなる台地に、6 千～3 千年前の縄文海進により谷地形が形成され、現在の地形となりました。

したがって、皇山地区は大部分がローム台地の上に位置しているため、浸水の危険性や大規模地震時による液状化の危険性は低い傾向にありますが、一部、谷地形の部分は液状化する可能性があります。

#### ◇まめ知識◇

<南から北を見た場合>



出典：国土地理院 HP 治水地形分類図

# 4 防災まちづくり方針マップ

## ◆検討を進める取組み



【実施主体の凡例】

- ◆ 個人が実施するもの
- 地域が協働で実施するもの
- 地域が行政や関係者に働きかけていくもの

## 取組み①【建物の整備】

災害時に自分の身を守り、家族の安全を確保し、周辺の安否確認を行うためには、まずは家や家具、ブロック塀の下敷きにならないように自宅の安全対策を行うことが必要です。地区では、取組みの必要性を働きかけ、各家庭で自宅の安全化を推進することで、耐震化、ブロック塀対策、感震ブレーカーの設置等を行っている世帯の増加を目指します。

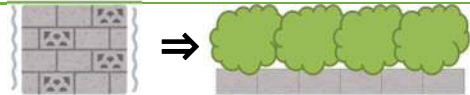


### ①-1 建物の耐震化・不燃化

取組み の詳細	◆ 昭和 56 年以前の建物は耐震診断を行い、危険な場合は耐震化する
	● 住宅の耐震化・不燃化対策を地域へ働きかける

市の施策事業	相談窓口
無料でできる耐震診断(木造戸建住宅)	建築総務課 TEL : 048-829-1539
耐震診断助成制度 (戸建住宅)	南部建設事務所建築指導課 TEL : 048-840-6236
耐震補強助成制度 (戸建住宅)	南部建設事務所建築指導課 TEL : 048-840-6236
建替え工事助成制度 (戸建住宅)	建築総務課 TEL : 048-829-1539
耐震シルト等設置支援事業(木造戸建住宅)	建築総務課 TEL : 048-829-1539
共同住宅等耐震助成制度	建築総務課 TEL : 048-829-1539
その他建築物の耐震助成制度	建築総務課 TEL : 048-829-1539

### ①-2 ブロック塀対策



取組み の詳細	◆ 自宅のブロック塀の点検、低い塀への変更、生垣化等を行う
	● 避難経路沿いの危険なブロック塀を把握し、撤去等を働きかける

市の施策事業	相談窓口
生け垣助成制度	さいたま市公園緑地協会 TEL : 048-836-5678
みどりの街並みづくり助成事業	みどり推進課 TEL : 048-829-1423
既存ブロック塀等改善事業	南部建設事務所建築指導課 TEL : 048-840-6236

### ①-3 火災の発生抑制

取組み の詳細	◆ 震災時の通電火災を防止するため、感震ブレーカーを設置する※ <sup>1</sup>
	● 感震ブレーカーについて地域へ普及啓発を行う。また、助成制度の適用申請を行う

市の施策事業	相談窓口
自主防災組織育成補助金 (感震ブレーカー設置補助を含む)	防災課 TEL:048-829-1126

※1 地震の揺れが収まり、ブレーカーを上げる際は断線などがいないか確認を行う



## 取組み②【空地の確保】



高齢者や子どもたちが憩える場所、及び災害時でも安全に避難できるような場所の増加を目指します（旧高戸荘跡地の有効活用など）。

<b>取組みの詳細</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や子どもたちが憩える場所や災害時に一時的に活用できる空地確保への取組みを行う（所有者への協力依頼や協定締結などを働きかける）</li> </ul>
---------------	---

市の施策事業	相談窓口
民間児童遊園地等補助金	都市公園課 TEL:048-829-1421

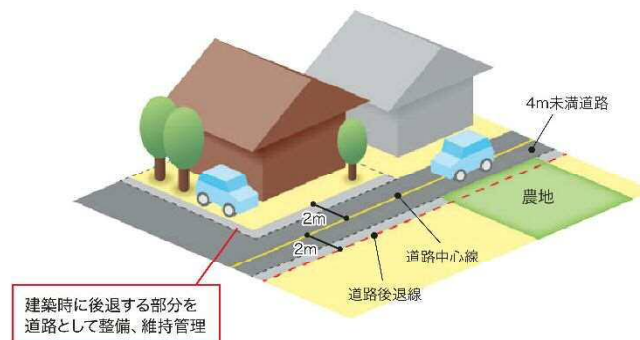
## 取組み③【道路の整備】

子どもたちが安全に通学し、また、災害時でも安全に避難できるよう、通行の支障となるものを解消し、安全な通学路や避難路の確保を目指します。

<b>取組みの詳細</b>	<p><b>&lt;通学路・避難路の安全性向上&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● まち歩きにより危険箇所を把握し、整備すべき箇所を抽出する</li> <li>● 整備すべき箇所について、所有者等への対策を働きかける</li> <li>◆ 隅切りによる見通しを確保する</li> <li>● ■ 電柱・標識の敷地内への移設に向け所有者・関係機関へ働きかける</li> <li>● ■ 階段道路の改良内容（均等なけあげ、余裕のある踏面、スロープ、手すりの確保等）を沿道の皆様と検討し関係機関へ働きかける。</li> </ul> <p><b>&lt;狭あい道路の整備&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 北側からの緊急車両の進入ルートを確保する</li> </ul>
---------------	---

市の施策事業	相談窓口
狭あい道路拡幅整備事業※ <sup>2</sup>	南部建設事務所建築指導課 TEL : 048-840-6237

※<sup>2</sup> 後退用地を市に寄附する場合に、測量や分筆登記の費用の一部が助成されるもの



市の施策事業	相談窓口
暮らしの道路整備事業※ <sup>3</sup>	南部建設事務所道路安全対策課 TEL:048-840-6206

※<sup>3</sup> 後退用地を市に寄附した後、市が狭い道路の拡幅整備を行うもの

## 取組み④【まちづくり活動】

日ごろから地区の絆を強めるとともに、事前の対策を地域で協力し合いながら広げていくことを目指します。

### ④-1 多世代が参加・交流できる活動

取組みの詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若者や子育て世帯が参加しやすい／参加したくなるイベント等を増やす</li> <li>● 若者が企画・運営する活動の実施（地区全体で全面的にサポート）</li> <li>● 地区の緑の保全活動や美化活動の実施</li> <li>● 多世代のたまり場をつくる（※予約なしで気軽に利用できる場所） →空き家の改修、空き地の活用、店舗等の一角を借りる （例）・学生が学校帰りや休日におしゃべりや飲食、自習できる ・子育て世帯が買い物帰り等に子どもを遊ばせられる ・高齢者が休憩やおしゃべりできる など</li> </ul>
--------	--



### ④-2 活動の周知

取組みの詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の掲示板を大きくする</li> <li>● 掲示板の設置場所を増やす</li> <li>● 各種イベント等の際は地区内へアナウンスし、参加を呼び掛ける</li> <li>● 若い世代に届く情報発信を行う（SNS活用、同世代からの口コミ等）</li> </ul>
--------	---



### ④-3 要配慮者の支援

取組みの詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要配慮者一人ひとりの避難対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の把握を行う</li> <li>・関係機関と支援体制や支援方法等を調整する</li> <li>・要配慮者に対して防災情報を提供する （※防災訓練、避難場所、避難経路、家具の固定、備蓄など）</li> </ul> </li> <li>■ 避難行動要支援者名簿を作成する （※対象者となる高齢者、障害者から同意を得る必要がある）</li> </ul>
--------	---



## 皇山地区 地区計画の概要

◇まめ知識◇

皇山地区では、良好な住環境を維持・保全し、みどり豊かな、落ち着きとおいしいのある住宅市街地を形成することを目標として「皇山地区 地区計画」を定めています。主なルールは以下のとおりです。

建築物等の用途制限	敷地面積の最低限度	垣又はさくの構造
下記の建築物以外は建築してはならない ■住宅(兼用住宅を含む) ■巡査派出所、公衆電話等 ■共同住宅(一戸25㎡未満の住戸で構成されるものはNG) ■保育園・幼稚園 ■神社、寺院、教会等 ■診療所	120㎡	■道路に面する側は「生垣、竹垣」又は「金網、鉄柵等(内側は緑化)」とする ■高さは1.2m以下とする
	建物高さの最高限度	
	地盤面から10mまで	

## 取組み⑤【家庭での備え】

災害に備え、できる対策から少しずつ行うことが大切です。地域では普及啓発に努め、地域全体で防災力を高めていくことが大切です。

### 取組み の詳細

- ◆ 震災時の通電火災を防止するため、感震ブレーカーを設置する
- ◆ 住宅用火災警報器を設置する（消防法改正により家庭でも設置義務化）
- ◆ 防災加工された燃えづらいカーテンを使用する
- ◆ 冷蔵庫・本棚・タンスなどの転倒防止対策を行う  
（突っ張り棒やL字型金具で固定する等）
- ◆ 市が作成するハザードマップ等を確認し、地域の危険性を把握する
- ◆ 家庭内で自宅が危険になった場合に避難する場所の確認、連絡方法等について話し合う
- ◆ 寝室への避難用のスリッパや運動靴の配置
- ◆ ライフライン停止時等に備え、3日分（できれば1週間分）の飲料水、食料の備蓄を行う。（⇒P16 参照）  
普段から少し多めに食材・加工品等を購入しておき、使用したら買い足し、常に一定量の食料等を家に備蓄しておく備蓄方法がおすすめです（ローリングストック）。
- ◆ すぐに避難できるよう、非常持出袋を準備する
- ◆ 市や地域が実施する防災訓練に参加する
- ◆ 被災した場合に早期再建を行うため、地震保険等へ加入する
- ◆ 市などから伝達される災害情報の入手手段を確保する
- 地域に対する家庭での備えの普及啓発を行う
- 感震ブレーカーについて地域へ普及啓発を行う  
また、助成制度を活用していく
- 消火器の詰め替えあっせんを行う
- 出前講座等によるリスクの周知、防災啓発を行う



# パート2 災害時の行動計画

## ◆発災時の行動

大地震が発生したら、まずは身の安全を確保してから火の始末をし、自宅や周辺の被災状況などに応じて、落ち着いて適切な行動をとってください。

発災

### 発災直後の行動

#### □各家庭の活動

##### ①身の安全を確保する

- ◇机の下などに身を隠し、揺れが収まるのを待つ
- ◇家族に声をかけ、安否を確認する



##### ②火元の確認、初期消火を行う

- ◇揺れが収まったら火元の確認（ガスの元栓を閉める）
- ◇火災が発生したら、「火事だ！」と叫び、周囲に知らせる
- ◇消火器・水バケツで消火。

※『火が大きくなる』『煙が多く発生する』『熱いと感じた場合』などは、無理に消火せずにすぐ避難する。  
火が天井まで燃え移った場合、初期消火は不可能です。



##### ③逃げ道を確保する

- ◇ドアや窓を開けて、避難できるようにする

#### □隣近所の確認、要配慮者支援

##### ①隣近所の安否を確認する

- ◇隣近所に声をかけ、安否を確認する

##### ②要配慮者を支援する ⇒次項<2>に従って事前対策をしておく

- ◇要配慮者、負傷者を安全な場所に誘導する



#### □避難行動

##### ①安全な場所に避難する ⇒次項<1><3>に従って避難

- ◇避難するときは、電気のブレーカーを切る
- ◇落下物、窓ガラスの破片等周囲の状況に注意して避難する

### 地域での活動（発災後数時間後～）

#### □対策本部における災害時の活動体制

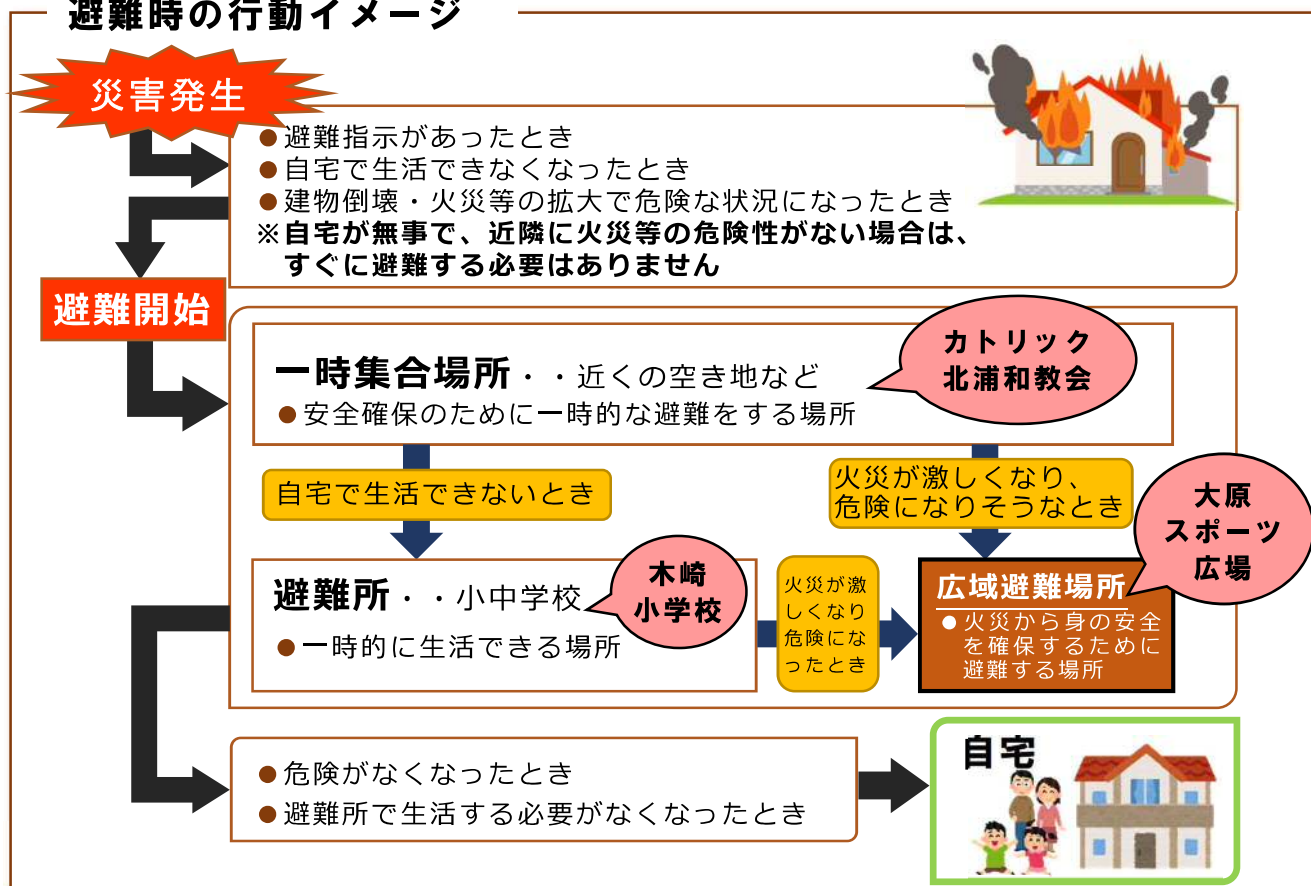
- ①総務班      ④環境班      ⇒次項<4>に従って活動
- ②情報班      ⑤物資・食糧班
- ③救護班      ⑥消火班



## < 1 > 避難するときの行動

避難するときは、元栓を閉め、ブレーカーを落としてから、次の行動イメージを参考に行動してください。

### 避難時の行動イメージ



### ● 在宅避難のススメ

避難所は共同生活なのでプライバシーを守ること難しく、居住スペースや物資にも限りがあり、ストレスなどで体調を崩すこともあります。そのため、自身と自宅の安全を確保できた場合、住み慣れた自宅で生活を続ける『在宅避難』をお勧めします。

#### ① 在宅避難の判断

- 危険がおさまったら自宅に被害があるか確認し、被災を免れて安全に居住できる場合は自宅に戻って在宅避難をしましょう

#### ③ 水道・電気・ガスなどの代替

- 水道・電気・ガスなどが使えなくなる可能性があるため、飲料水や非常用ライト、カセットコンロ、非常用トイレなどを準備しておきましょう

#### ② 自宅の片付け

- 家具の転倒やガラスの飛散等がある場合は、安心して生活できるスペースを確保するためにケガに注意しながら片付けをしましょう

#### ④ 防犯対策

- 混乱に乗じた犯罪が発生する可能性があるため、普段よりも防犯意識を強く持ちましょう  
(外出時の施錠、詐欺や悪徳商法への注意 等)  
※さいたま市防災ガイドブックを参考に作成

## < 2 > 要配慮者の支援

自力で避難することが困難な要配慮者の方々が、災害時に孤立しないように、日頃から顔の見える関係づくりを心がけましょう。

### ● 平常時

災害時に要配慮者の安否確認や避難誘導を速やかにできるよう、日頃から要配慮者と交流し、信頼関係と支援体制を構築するとともに、地域で要配慮者の情報を共有しておくことが大切です。

<b>積極的な交流</b>	<b>要配慮者の把握</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日頃から隣近所に住む方とあいさつを交わす</li> <li>➢ 自治会活動等に参加し、要配慮者を含む地域の人たちと接する機会を増やす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 隣近所にどのような人が住んでいるか把握する</li> <li>➢ プライバシーや本人の意思を尊重しながら、どのような助け合いが必要なのか話し合っておく</li> </ul>
<b>支援者の役割分担</b>	<b>防災訓練への参加</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害が起きたときの安否確認や避難誘導などの役割分担を決めておく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 定期的に防災訓練を行い、要配慮者と一緒に避難経路や危険箇所などを確認する</li> </ul>

### 要配慮者の把握について【今後、地区内で検討したい事項】

地域の要配慮者（高齢者や障がい者、乳幼児など）を把握するため、**右記の取組の推進について、地区の皆さんと検討していきます。**

災害時のみに利用する情報として、氏名、緊急連絡先、近隣からの呼びかけの必要性など、必要最低限の情報を集めます。

- ① **各班の理事**が、ご本人の同意を得た上で、要配慮者に該当する方の情報を調査します（どのような情報を集めて良いか今後相談）
- ② **皇山自治協力会**が、情報の管理体制や緊急連絡網、災害時の支援体制を構築します  
※年1回、要配慮者の情報を調査し、最新の情報に更新します



### ● 災害時

災害時は、隣近所の安否を確認しましょう。特に一人暮らしの高齢者など要配慮者がいる家には積極的に声を掛けて安否を確認し、自分ができる支援をしましょう。

<b>高齢者や傷病者</b>	<b>知的障害などがある人</b>	<b>目が不自由な人</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 複数の支援者で対応する</li> <li>➢ 担架などを利用するほか、緊急時にはおぶって避難する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 笑顔でやさしく声をかけて、要配慮者を安心させる</li> <li>➢ 気持ちを落ち着かせてから安全な場所に誘導する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 声をかけて、そばにいることを知らせる</li> <li>➢ 誘導する時は支援者の肩やひじを持ってもらう</li> </ul>
<b>車椅子を利用している人</b>	<b>耳が不自由な人</b>	<b>日本語ができない人</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 階段などでは、複数人で車椅子を持ち上げて援助する</li> <li>➢ 車椅子での移動が難しい時はおぶって避難する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 筆談や身振り・手振りなどでコミュニケーションをとる</li> <li>➢ ゆっくり話しかけて口の動きを読んでもらう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 身振り・手振りなどでコミュニケーションをとる</li> <li>➢ 日本語でも良いので、積極的に支援の意思を伝える</li> </ul>

※さいたま市防災ガイドブックを参考に作成

### < 3 > 避難所、一時集合場所

#### ● 皇山地区の避難所

木崎小学校	【住所】さいたま市浦和区領家4-19-4 【電話】048-831-2281
-------	--

※防災備蓄倉庫、災害用貯水タンク、非常用トイレがあります。

#### ● 木崎小学校まで行くことが困難な場合【一時集合場所としての利用】

『カトリック北浦和教会』の敷地内を一時避難場所として利用させていただく許可を得ております。

※領家公民館：地震時は、高齢者、障がい者の方を優先して受け入れます。



※渋滞や事故等につながるため、自家用車による避難は行わないでください。

## < 4 > 災害時の活動体制

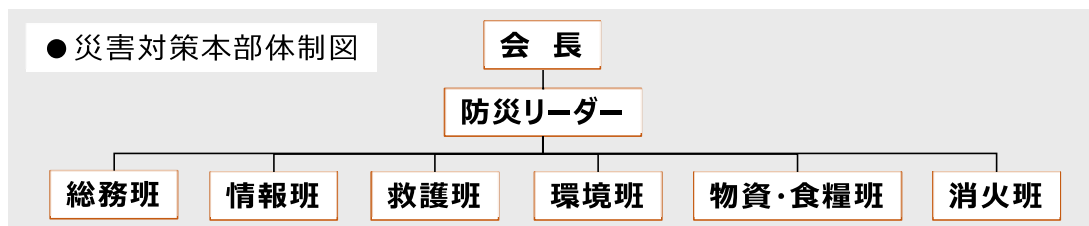
皇山自治協力会・皇山自主防災会では、平常時及び災害時における任務を次表のように決めています。なお、任務以外でも各班と協力・連携し、臨機応変の措置を行ってください。

### ● 任務分担表

班	災害時	平常時
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 対策本部の設置及び運営</li> <li>➢ 各班との連絡、調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 防災計画の策定</li> <li>➢ 年間活動計画の策定</li> <li>➢ 防災知識の普及、啓発</li> <li>➢ 会の庶務及び経理</li> <li>➢ 市をはじめとした防災機関等との連携</li> <li>➢ 各班合同の防災訓練の実施</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害情報の収集・報告</li> <li>➢ 関連機関との通信連絡手段の確保</li> <li>➢ 情報連絡員の選定と派遣</li> <li>➢ 人員確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 避難経路・避難所の確認と危険個所の点検</li> <li>➢ 自治会区域内及び周辺の防災マップ作成</li> <li>➢ 関連機関との通信連絡手段の整備</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 負傷者の救護</li> <li>➢ 医療機関との連携</li> <li>➢ 避難行動要支援者の安全確保、救護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 救護活動を行うための資機材の技術習得や応急手当の訓練</li> </ul>
環境班	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 飲料水の調達・配分</li> <li>➢ 仮設トイレの設置と管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域にある井戸水の把握</li> <li>➢ 停電時井戸水給水活動の訓練</li> </ul>
物資・食糧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 救援物資受入、配分</li> <li>➢ 緊急物資の調達、配分</li> <li>➢ 食糧の調達・配分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 物資緊急調達の訓練</li> <li>➢ 給食活動の訓練</li> </ul>
消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 消防署、消防団と連携して消火活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 初期消火訓練の実施</li> <li>➢ 防災パトロールの実施</li> <li>➢ 設置消火器の点検・増設</li> </ul>

## ◆ 災害対策本部の体制

災害時には、自治会長を皇山自治協力会・皇山自主防災会の災害対策本部長とし、必要に応じて適切な場所に災害対策本部を置いて、上記の活動を行います。



## ◆ 連絡網

皇山自治協力会連絡網を使用します。(毎年1回は変更がないか確認)



## < 5 > 家庭での備蓄、自主防災会・自治会等の備えの状況

大規模災害時には救援物資が届くまでにおおむね3日かかるといわれているため、家庭では食料や飲料水を普段から多めに常備する（最低3日、できれば1週間分）など、生活に必要なものはできるだけ自己備蓄で賄いましょう。また、非常用持出品は、家族構成を考えて必要な分だけ用意し、避難時にすぐ取り出せる場所に保管しておきましょう。

### ◇備蓄品のチェックリスト

品名	品名
<input type="checkbox"/> 食糧品（缶詰、レトルト食品、ドライフーズ等） 3日分（できれば1週間分）	<input type="checkbox"/> ラップ・アルミホイルなど
	<input type="checkbox"/> ウエットティッシュ
	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー
<input type="checkbox"/> 水（1人1日当たり3リットル）	<input type="checkbox"/> マスク、使い捨てカイロ
<input type="checkbox"/> 燃料（卓上コンロ、固形燃料等）	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ
<input type="checkbox"/> 毛布、タオルケット、寝袋など	<input type="checkbox"/> 予備の眼鏡、補聴器など
<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 工具類（ロープ、バール、スコップ等）
<input type="checkbox"/> 鍋・やかん	<input type="checkbox"/> 除菌シート等感染対策品
<input type="checkbox"/> 簡易食器（わりばし、紙皿、紙コップ等）	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>

### ◇非常用持出品のチェックリスト

品名	品名
<input type="checkbox"/> 非常食	<input type="checkbox"/> ナイフ、缶切り、栓抜き
<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> ティッシュ（ウエットタイプも）
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ（予備の電池）	<input type="checkbox"/> タオル
<input type="checkbox"/> 懐中電灯（予備の電池・電球）	<input type="checkbox"/> ビニール袋
<input type="checkbox"/> ヘルメット、防災ずきん	<input type="checkbox"/> 上着・下着
<input type="checkbox"/> 救急医薬品	<input type="checkbox"/> 軍手
<input type="checkbox"/> 常備薬（お薬手帳）	<input type="checkbox"/> シート
<input type="checkbox"/> 貴重品（預貯金通帳、印鑑など）	<input type="checkbox"/> 携帯電話の予備バッテリー
<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 生理用品
<input type="checkbox"/> 健康保険証のコピー	<input type="checkbox"/> 除菌シート等感染対策品
<input type="checkbox"/> 住民票のコピー	<input type="checkbox"/> 携帯トイレ
<input type="checkbox"/> ろうそく・ランタン	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> ライター（マッチ）	<input type="checkbox"/>

※さいたま市防災ガイドブックを参考に作成



災害時に備えて、自主防災会ではいろいろな用具や資機材の整備を進めています。地域では、日ごろから資機材の点検・整備や資機材を使用した訓練などを行っておくことが大切です。

#### ◇自主防災会所有防災資機材のチェックリスト

品名	数量	品名	数量
<b>【避難所運営】</b>		<b>【救助キット】</b>	
<input type="checkbox"/> 防災倉庫	2	<input type="checkbox"/> 救急箱（50人用）	4
<input type="checkbox"/> 名入りテント	2	<input type="checkbox"/> 担架	2
<input type="checkbox"/> 防水シート（大2、小2）	24	<b>【救助工具・用具】</b>	
<input type="checkbox"/> 組立式簡易トイレ	40	<input type="checkbox"/> 油圧ジャッキ	4
<input type="checkbox"/> 組立式簡易トイレ テント	40	<input type="checkbox"/> バール	5
<input type="checkbox"/> 伸縮はしご・脚立	2	<input type="checkbox"/> スコップ	5
<input type="checkbox"/> 消火用バケツ	20	<input type="checkbox"/> 折込みのこぎり	5
<b>【炊き出し】</b>		<input type="checkbox"/> 万能オノ	5
<input type="checkbox"/> 鍋	4	<input type="checkbox"/> 折りたたみ式リヤカー	2
<input type="checkbox"/> かまどセット	4	<input type="checkbox"/> ロープ	1
<input type="checkbox"/> やかん	4	<b>【照明機器・通信機器】</b>	
<input type="checkbox"/> 保冷ジャー	3	<input type="checkbox"/> 投光器	2
<b>【訓練用具】</b>		<input type="checkbox"/> 懐中電灯	2
<input type="checkbox"/> 避難誘導旗（大）	1	<input type="checkbox"/> メガホン	1
<input type="checkbox"/> 避難誘導旗（小）	4	<input type="checkbox"/> ハンドマイク	2
<input type="checkbox"/> 腕章	100		
名入りヘルメット	60		
防災作業服 上着	11		
防災作業ズボン	10		
作業靴	11		
帽子	10		

※2021年8月時点

## < 6 > 災害時に役立つ情報

さいたま市  
防災ガイドブックより

### ● 消火器の使い方



- ①安全ピンに指をかけ、上に引き抜く
- ②ホースをはずして火元に向ける
- ③レバーを強く握って噴射する

### 消火器の構え方

- 火の風上にまわり、やや腰を落として、低く構えましょう。
- 燃えている物から一定の距離をとり、身の安全を確保してください。
- 火の根元をねらって、ほうきで掃くように左右に振りましょう。

### ● 応急手当のポイント

#### 出血

- ①出血部分にガーゼやタオルを当て、その上から手で圧迫する
  - ②傷口は心臓よりも高い位置にする
- ※感染を防ぐため、ビニール手袋やビニール袋を手袋のかわりに使用するのが望ましい



#### やけど

- ①流水で冷やす
- ②衣服の上からやけどをした場合は、無理に脱がさずそのまま冷やす
- ③水ぶくれは破らない
- ④冷やした後は消毒ガーゼかきれいな布で保護する



#### 骨折

- ①折れた部分に添え木を当てて固定する
- ②適当な添え木がなければ、板、筒状にした週刊誌、傘、段ボールなど身近にある物で代用する



#### ねんざ

- ①患部を冷やす
- ②靴を履いたまま、上から三角巾や布で固定する



### ● さいたま市 防災・緊急時安心カード

**さいたま市防災・緊急時安心カード**

●いざという時のため、連絡先や勤務先などを記入し、家族で常に携帯しましょう。  
●住所が変更になった場合、住所変更後1ヶ月以内の記入をお願いします。  
●住所が変更になった場合、住所変更後1ヶ月以内の記入をお願いします。

171  
さいたま市 110 119  
防災・緊急時安心カード

氏名	性別	生年月日
住所	電話番号	勤務先
緊急連絡先	緊急連絡先	緊急連絡先

**さいたま市防災・緊急時安心カード**

●いざという時のため、連絡先や勤務先などを記入し、家族で常に携帯しましょう。  
●住所が変更になった場合、住所変更後1ヶ月以内の記入をお願いします。  
●住所が変更になった場合、住所変更後1ヶ月以内の記入をお願いします。

171  
さいたま市 110 119  
防災・緊急時安心カード

氏名	性別	生年月日
住所	電話番号	勤務先
緊急連絡先	緊急連絡先	緊急連絡先



防災訓練①（2021年）



防災訓練②（2021年）



敬老会（2018年）



納涼祭（2019年）



新年会（2018年）



新年会ポスター



防犯パトロール（2021年）



地域のイメージポスター

作成 皇山自治協カ会・皇山自主防災会

作成支援

さいたま市 都市局 都市計画部 都市総務課  
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
TEL048-829-1394 FAX048-829-1979

第2版 2022年5月作成